

## 地域密着型通所介護に係るみなし指定を希望しない場合の手続きについて

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）及び療養通所介護事業所（利用定員 9 名以下）については、平成 28 年 4 月 1 日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されます。

地域密着型通所介護への移行に際しては、施行日の前日（平成 28 年 3 月 31 日）において通所介護の指定を受けている事業者は、事業所所在の市町村の長から地域密着型通所介護の指定を受けたもの（当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなすこととなっており（以下「みなし指定」という。）新たな指定の申請は不要です。また、地域密着型通所介護に位置付ける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとされており、事業所は特段の手続きを行う必要はありません。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日現在の事業所の利用定員が 19 人未満にもかかわらず、地域密着型通所介護に係るみなし指定を希望しない場合は、「地域密着型通所介護に係るみなし指定を不要とする旨の申出書」（以下「みなし不要の申出書」という。）の提出が必要です。

なお、「みなし不要の申出書」を提出することで、通所介護事業所としての運営が継続できるものではありません。地域密着型通所介護事業所の「みなし不要の申出書」を提出することは、次のいずれかの手続きを伴います。

事業所を廃止する

定員を 19 人以上に変更し、通所介護事業所として運営する

大規模型または通常規模型の通所介護事業所の「サテライト事業所」となる

小規模多機能型居宅介護事業所の「サテライト事業所」となる

～ については、それぞれ次に掲げる提出期限がありますので、それらの手続きと併せて届け出るよう配慮してください。 と については、現在の利用者がサービスを継続して利用できなくなる恐れがあるため、あらかじめ利用者や担当ケアマネジャー等と十分に調整する必要があります。

### みなし不要の申出に伴う手続きの期限

	手続きの内容	手続きの期限
	事業所の廃止	平成 28 年 2 月 29 日
	定員の変更	平成 28 年 3 月 15 日 要事前相談
	大規模型・通常規模型通所介護事業所の「サテライト事業所」への変更	平成 28 年 2 月 29 日 要事前相談
	小規模多機能型居宅介護事業所の「サテライト事業所」の指定	平成 28 年 2 月 29 日 要事前相談

**【「みなし不要の申出書」等提出先】**

〒252-5277 中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 4 階

相模原市役所 高齢政策課 指定・指導班

本市以外の他の市町村の被保険者が利用している場合は、他の市町村にも「みなし不要の申出書」を提出してください。ただし、廃止届等は本市のみの提出です。

**【通所介護事業所の定員の変更に係る相談・届出先】**

相模原市役所 高齢政策課 指定・指導班

電話：042-707-7046 ファクス：042-752-5616